財務諸表等（民間会計基準準拠）

総括

1．　財務諸表の作成方法について

当行の財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した財務諸表）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）に準拠しております。

ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成 16 年 1 月 30 日内閣府令第 5 号）附則第 2 項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2．監査証明について

当行は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査に準じて、第 5 期（平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで）及び第 6 期（平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人の監査証明を受けており、その監査報告書は、財務諸表の直前に掲げております。

3．連結財務諸表について

当行は、子会社を有していないため連結財務諸表は作成しておりません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成１７年６月２４日

国 際 協 力 銀 行
総 裁　篠 沢 恭 助 殿

中 央 青 山 監 査 法 人

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　細 野 康 弘

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　藤 井 泰 博

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　佐 々 木 貴 司

当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査に準じて、「経理の状況」のうち「財務諸表等（民間会計基準準拠）」に掲げられている国際協力銀行の平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日までの第６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際協力銀行の平成１７年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（※）上記の原本は当行が別途保管しております。

財務諸表等

(1)財務諸表

①貸借対照表

(資産の部)　(金額単位:百万円)

科目　　　期別	第5期末（平成16年3月31日） 金額	構成比(%)	第6期末（平成17年3月31日） 金額	構成比(%)
現金預け金	**217,328**	**1.04**	**170,029**	**0.82**
現金	10		10	
預け金	217,317		170,018	
有価証券	**120,514**	**0.58**	**119,980**	**0.58**
株式	119,902		118,699	
その他の証券	612		1,280	
貸出金 ※1,2,3,4,5,6,7,9	**19,306,245**	**92.64**	**19,187,414**	**92.90**
証書貸付	19,306,245		19,187,414	
その他資産	**704,284**	**3.38**	**599,982**	**2.91**
前払費用	1,174		1,055	
未収収益	184,799		169,984	
金融派生商品	495,869		406,902	
概算国庫納付金 ※14	19,185		18,056	
その他の資産	3,255		3,983	
動産不動産 ※12	**27,178**	**0.13**	**26,186**	**0.13**
土地建物動産	26,459		25,415	
建設仮払金	218		286	
保証金権利金	500		485	
債券繰延資産	**2,707**	**0.01**	**3,719**	**0.02**
債券発行差金	1,291		2,188	
債券発行費	1,416		1,530	
支払承諾見返	**724,924**	**3.48**	**899,389**	**4.35**
貸倒引当金	**△ 263,425**	**△1.26**	**△ 353,664**	**△1.71**
資産の部合計	**20,839,757**	**100.00**	**20,653,038**	**100.00**

(負債及び資本の部)　(金額単位:百万円)

科目　　　期別	第5期末（平成16年3月31日） 金額	構成比(%)	第6期末（平成17年3月31日） 金額	構成比(%)
債券 ※10	**1,561,373**	**7.49**	**1,776,254**	**8.60**
債券発行高	1,561,373		1,776,254	
借用金	**10,392,925**	**49.87**	**9,559,735**	**46.29**
借入金	10,392,925		9,559,735	
その他負債	**246,191**	**1.18**	**224,079**	**1.09**
未払費用	68,881		62,738	
前受収益	2,199		4,649	
金融派生商品	16,790		20,484	
繰延ヘッジ利益 ※11	153,571		133,151	
その他の負債	4,747		3,055	
賞与引当金	**918**	**0.01**	**960**	**0.01**
退職給付引当金	**17,429**	**0.08**	**17,276**	**0.08**
支払承諾	**724,924**	**3.48**	**899,389**	**4.35**
負債の部合計	**12,943,761**	**62.11**	**12,477,695**	**60.42**
資本金	**7,690,144**	**36.90**	**7,876,744**	**38.14**
国際金融等勘定資本金	985,500		985,500	
海外経済協力勘定資本金	6,704,644		6,891,244	
利益剰余金 ※13	**205,851**	**0.99**	**298,598**	**1.44**
国際金融等勘定準備金	638,582		676,258	
海外経済協力勘定積立金	20,667		85,490	
当期未処理損失	453,398		463,150	
資本の部合計	**7,895,995**	**37.89**	**8,175,343**	**39.58**
負債及び資本の部合計	**20,839,757**	**100.00**	**20,653,038**	**100.00**

②損益計算書

（金額単位：百万円）

科目 ＼ 期別	第5期（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）金額	百分比（％）	第6期（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）金額	百分比（％）
経常収益	**527,003**	**100.00**	**508,310**	**100.00**
資金運用収益	519,452		488,620	
貸出金利息	467,635		458,984	
有価証券利息配当金	2,280		3,638	
預け金利息	1,609		2,458	
金利スワップ受入利息	47,926		23,538	
役務取引等収益	6,746		6,334	
その他の役務収益	6,746		6,334	
その他業務収益	309		13,152	
外国為替売買益	−		1,662	
金融派生商品収益	−		11,353	
その他の業務収益	309		136	
その他経常収益	494		202	
その他の経常収益	494		202	
経常費用	**352,851**	**66.95**	**409,305**	**80.52**
資金調達費用	305,501		284,575	
債券利息	61,145		64,003	
借用金利息	244,355		220,571	
役務取引等費用	5,754		5,668	
その他の役務費用	5,754		5,668	
その他業務費用	5,123		2,211	
外国為替売買損	4,256		−	
債券発行費償却	651		990	
その他の業務費用	216		1,220	
営業経費	24,435		22,963	
その他経常費用	12,036		93,886	
貸倒引当金繰入額	9,921		90,992	
貸出金償却	122		11	
株式等償却	1,924		2,867	
その他の経常費用	67		14	
経常利益	**174,152**	**33.05**	**99,004**	**19.48**
特別利益	**33,773**	**6.41**	**31,428**	**6.18**
動産不動産処分益	689		21	
償却債権取立益	3,084		1,406	
政府交付金収入※1	30,000		30,000	
特別損失	**14**	**0.00**	**9**	**0.00**
動産不動産処分損	14		9	
当期純利益	**207,910**	**39.45**	**130,423**	**25.66**
前期繰越損失	**661,309**		**593,573**	
当期未処理損失	**453,398**		**463,150**	

③キャッシュ・フロー計算書

（金額単位：百万円）

期　別 科　目	第5期 （自　平成15年4月 1日 至　平成16年3月31日）	第6期 （自　平成16年4月 1日 至　平成17年3月31日）
Ⅰ．営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	207,910	130,423
減価償却費	1,461	1,355
貸倒引当金の増減（△）額	△ 44,737	90,239
賞与引当金の増減（△）額	163	42
退職給付引当金の増減（△）額	△ 660	△ 152
資金運用収益	△ 519,452	△ 488,620
資金調達費用	305,501	284,575
有価証券関連損益（△）	1,992	2,875
為替差損益（△）	299,725	△ 60,081
動産不動産処分損益（△）	△ 674	△ 11
貸出金の純増（△）減	316,955	213,818
債券の純増減（△）	54,212	179,225
借用金の純増減（△）	△ 825,756	△ 833,190
預け金（現金同等物を除く）の純増（△）減	87,302	△ 33,909
資金運用による収入	630,355	506,306
資金調達による支出	△ 321,621	△ 291,548
その他	△ 319,839	68,579
営業活動によるキャッシュ・フロー	**△ 127,160**	**△ 230,073**
Ⅱ．投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 262	△ 2,527
有価証券の売却等による収入	635	693
動産不動産の取得による支出	△ 842	△ 184
動産不動産の売却による収入	858	92
投資活動によるキャッシュ・フロー	**389**	**△ 1,927**
Ⅲ．財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府出資の受入れによる収入	200,300	186,600
国庫納付の支払額	△ 38,459	△ 36,547
財務活動によるキャッシュ・フロー	**161,840**	**150,052**
Ⅳ．現金及び現金同等物に係る換算差額	**△0**	**0**
Ⅴ．現金及び現金同等物の増減額	**35,068**	**△ 81,947**
Ⅵ．現金及び現金同等物の期首残高	**117,669**	**152,738**
Ⅶ．現金及び現金同等物の期末残高	**152,738**	**70,790**

④利益処分計算書

（金額単位：百万円）

科目 ＼ 期別	第5期 （自　平成15年4月1日 至　平成16年3月31日） 金額	第6期 （自　平成16年4月1日 至　平成17年3月31日） 金額
当期未処理損失	453,398	463,150
国際金融等勘定準備金繰入額	37,675	32,889
海外経済協力勘定積立金繰入額	64,823	25,833
国庫納付	37,675	32,889
次期繰越損失	593,573	554,763

（注）　当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令（平成11年政令第266号）第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。また、国際協力銀行法第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

従って、次期繰越損失は、当期未処理損失に、国際協力銀行の関係法令に定める利益処分を加味したものとなっております。

重要な会計方針

	第５期 （自　平成 15 年４月１日 至　平成 16 年３月 31 日）	第６期 （自　平成 16 年４月１日 至　平成 17 年３月 31 日）
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同　　左
2.　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同　　左
3.　固定資産の減価償却の方法	(１)動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成 10 年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38 年～50 年 動産：２年～20 年 (２)ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(５年)に基づく定額法により償却しております。	(１)動産不動産 同　　左 (２)ソフトウェア 同　　左
4.　繰延資産の処理方法	債券発行差金は債券の償還期限までの期間に対応し、債券発行費は商法の規定に準じて３年間で償却しております。	同　　左
5.　外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）による経過措置を適用しておりましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「8. ヘッジ会計の方法」に記載しております。 この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「未収収益」は 11,310 百万円減少、「その他の資産」は 307,674 百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	第５期 （自　平成 15 年４月１日 至　平成 16 年３月 31 日）	第６期 （自　平成 16 年４月１日 至　平成 17 年３月 31 日）
	459,846 百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は 20,531 百万円減少、「繰延ヘッジ損失」は 8,269 百万円減少、「繰延ヘッジ利益」は 153,123 百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。	
6.　引当金の計上基準	（1）貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 18,092 百万円であります。	（1）貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 16,824 百万円であります。
	（2）賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。	（2）賞与引当金 同　　左

	第５期 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）	第６期 （自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日）
	（３）退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。 また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。	（３）退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。 また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。
7.　リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同　　左
8.　ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段----金利スワップ ヘッジ対象----貸出金、債券 ③ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。 ④ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。	(イ)金利リスク・ヘッジ ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段----金利スワップ ヘッジ対象----貸出金、債券 ③ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。 ④ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

	第5期 （自　平成15年4月1日 至　平成16年3月31日）	第6期 （自　平成16年4月1日 至　平成17年3月31日）
9.　消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	同　　左
10.　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同　　左

表示方法の変更

第５期 （自　平成15年４月１日 至　平成16年３月31日）	第６期 （自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日）
――――――――――	（貸借対照表関係） 従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他の資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成16年６月９日法律第97号）により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当事業年度から「その他の証券」に含めて表示しております。
（損益計算書関係） 債券発行差金の償却額は、従来、「債券発行差金償却」として区分掲記しておりましたが、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成16年内閣府令第40号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、当事業年度からは「債券利息」に含めて表示しております。	――――――――――

注記事項

（貸借対照表関係）

第５期末 （平成 16 年３月 31 日）	第６期末 （平成 17 年３月 31 日）
※１．貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 83 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。 なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金（以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。	※１．貸出金のうち、破綻先債権額に該当する債権はありません。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。
※２.貸出金のうち､延滞債権額は国際金融等勘定 216,429 百万円及び海外経済協力勘定 51,584 百万円であります。 なお､延滞債権とは､未収利息不計上貸出金のうち､破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり､資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。	※２.貸出金のうち､延滞債権額は国際金融等勘定 265,797 百万円及び海外経済協力勘定 122,764 百万円であります。 なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※３．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は国際金融等勘定 16,032 百万円及び海外経済協力勘定 54,245 百万円であります。 なお、３ヵ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として３月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※３．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は国際金融等勘定 2,714 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。 なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 385,225 百万円及び海外経済協力勘定 730,673 百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 325,428 百万円及び海外経済協力勘定 724,275 百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
※５．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 617,770 百万円及び海外経済協力勘定 836,504 百万円であります。 なお、上記１．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※５．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 593,940 百万円及び海外経済協力勘定 847,039 百万円であります。 なお、上記１．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※６．国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対して	※６．国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対して

第５期末 （平成 16 年３月 31 日）	第６期末 （平成 17 年３月 31 日）
は、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ(リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はＩＭＦ（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 15 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 463,600 百万円、海外経済協力勘定 1,251,786 百万円となっています。 従来、かかる債権については、貸出条件緩和債権には含めておりませんでした。この取扱いは当行の公的債権者としての特性を反映させるために採用していたものですが、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当事業年度より、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、３ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記４．に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定 115,380 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 78,955 百万円）、海外経済協力勘定 730,673 百万円（うち繰延べ対象元本残高は565,183百万円）となっています。	は、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はＩＭＦ（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 16 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 487,301 百万円、海外経済協力勘定 1,282,521 百万円となっています。 かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、３ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記４．に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定 77,863 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 74,580 百万円）、海外経済協力勘定 724,275 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 570,270 百万円）となっています。
※７． ――――――――	※７．平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、要請のあった被災国において当該条件を受け入れるかどうか検討しているところです。 平成 16 年度末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの２カ国ですが、上記のとおりパリクラブが提示した条件を受け入れるかどうか検討しているところであるため、支払猶予対象額は確定しておりません。なお、当行の外国政府等に対する債権のうち、当該要請のあった被災国向けの平成 16 年度末時点での債権残高は、国際金融等勘定 555,470 百万円、海外経済協力勘定 2,571,276 百万円となっております。 本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、

<table>
<tr><th>第５期末
（平成 16 年３月 31 日）</th><th>第６期末
（平成 17 年３月 31 日）</th></tr>
<tr><td></td><td>上記 1.から 5.に掲げた債権には含めておりません。</td></tr>
<tr><td>８．担保に供している資産はありません。</td><td>８．　　　　同　　左</td></tr>
<tr><td>※９．当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,486,046 百万円であります。</td><td>※９．当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,213,942 百万円であります。</td></tr>
<tr><td>※１０．
――――――</td><td>※１０．下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。<table><tr><th>銘　柄</th><th>譲渡金額(百万円)</th></tr><tr><td>第５回国際協力銀行債券</td><td>50,000</td></tr><tr><td>第７回国際協力銀行債券</td><td>60,000</td></tr><tr><td>第９回国際協力銀行債券</td><td>50,000</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>※１１．ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 16,328 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 169,900 百万円であります。</td><td>※１１．ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 2,458 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 135,610 百万円であります。</td></tr>
<tr><td>※１２．動産不動産の減価償却累計額
18,024 百万円</td><td>※１２．動産不動産の減価償却累計額
18,972 百万円</td></tr>
<tr><td>※１３．利益剰余金について
当行は国際協力銀行法第 44 条により、国際金融等勘定については準備金を、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</td><td>※１３．　　　　同　　左</td></tr>
<tr><td>※１４．概算国庫納付について
当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 19,185 百万円を資産計上しております。</td><td>※１４．概算国庫納付について
当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 18,056 百万円を資産計上しております。</td></tr>
</table>

(損益計算書関係)

第5期 （自　平成15年4月1日 至　平成16年3月31日）	第6期 （自　平成16年4月1日 至　平成17年3月31日）
※1．当行は第4期に平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されています。この方針の下、今事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より30,000百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。	※1．　同　左

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第5期 （自　平成15年4月1日 至　平成16年3月31日）	第6期 （自　平成16年4月1日 至　平成17年3月31日）
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成16年3月31日現在 現金預け金勘定　217,328百万円 当座預け金（日銀を除く）・普通預け金・定期性預け金　△64,590百万円 現金及び現金同等物　152,738百万円	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成17年3月31日現在 現金預け金勘定　170,029百万円 当座預け金（日銀を除く）・普通預け金・定期性預け金　△99,239百万円 現金及び現金同等物　70,790百万円

（リース取引関係）

第５期 （自　平成 15 年４月１日 至　平成 16 年３月 31 日）	第６期 （自　平成 16 年４月１日 至　平成 17 年３月 31 日）
１．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産　322 百万円 その他　506 百万円 合計　828 百万円 減価償却累計額相当額 動産　38 百万円 その他　50 百万円 合計　89 百万円 期末残高相当額 動産　283 百万円 その他　455 百万円 合計　738 百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 １年内　162 百万円 １年超　579 百万円 合計　742 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料　95 百万円 減価償却費相当額　91 百万円 支払利息相当額　7 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存期間を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 ２．オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 １年内　1 百万円 １年超　－百万円 合計　1 百万円	１．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産　630 百万円 その他　506 百万円 合計　1,136 百万円 減価償却累計額相当額 動産　152 百万円 その他　151 百万円 合計　304 百万円 期末残高相当額 動産　478 百万円 その他　354 百万円 合計　832 百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 １年内　268 百万円 １年超　574 百万円 合計　842 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料　229 百万円 減価償却費相当額　219 百万円 支払利息相当額　16 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存期間を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 ２．オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 １年内　2 百万円 １年超　4 百万円 合計　7 百万円

（有価証券関係）

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

Ⅰ．前事業年度

１．売買目的有価証券　（平成16年3月31日現在）

該当ありません。

２．満期保有目的の債券で時価のあるもの　（平成16年3月31日現在）

該当ありません。

３．その他有価証券で時価のあるもの　（平成16年3月31日現在）

該当ありません。

４．当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券　（自平成15年4月1日　至平成16年3月31日）

該当ありません。

５．当該事業年度中に売却したその他有価証券　（自平成15年4月1日　至平成16年3月31日）

該当ありません。

６．時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額　（平成16年3月31日現在）

（金額単位：百万円）

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	120,514
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	117,110
非上場外国株式	2,791
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	612

７．保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

８．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額　（平成16年3月31日現在）

該当ありません。

Ⅱ．　当事業年度

１．売買目的有価証券　（平成17年3月31日現在）
該当ありません。

２．満期保有目的の債券で時価のあるもの　（平成17年3月31日現在）
該当ありません。

３．その他有価証券で時価のあるもの　（平成17年3月31日現在）
該当ありません。

４．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券　（自平成16年4月1日　至平成17年3月31日）
該当ありません。

５．当事業年度中に売却したその他有価証券　（自平成16年4月1日　至平成17年3月31日）
該当ありません。

６．時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額　（平成17年3月31日現在）

（金額単位：百万円）

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	119,980
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	115,892
非上場外国株式	2,807
その他の非上場国内証券	30
その他の非上場外国証券	1,250

７．保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

８．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額　（平成17年3月31日現在）
該当ありません。

９．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの　（平成17年3月31日現在）
該当ありません。

(金銭の信託関係)
Ⅰ．前事業年度　（平成16年3月31日現在）
該当ありません。

Ⅱ．当事業年度　（平成17年3月31日現在）
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）
Ⅰ．前事業年度　（平成16年3月31日現在）
該当ありません。

Ⅱ．当事業年度　（平成17年3月31日現在）
該当ありません。

（デリバティブ取引関係）

Ｉ．　前事業年度　（自平成15年4月1日　至平成16年3月31日）

１．取引の状況に関する事項

（１）金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針
当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

（２）取引内容
当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っています。

（３）金融派生商品取引等に関連するリスク
金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。
①信用リスク
金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

②市場リスク
金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクです。

（４）上記リスクに対する当行の対応について
①信用リスク
取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しています。

②市場リスク
当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと原則として相殺されています。

金融派生商品等信用リスク額（平成16年3月31日現在）

（金額単位：億円）

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	19,950	838
通貨スワップ	41,997	7,902
先物外国為替予約	14	0
その他金融派生商品取引	－	－
ネッティングによる信用リスク削減効果		△ 1,806
合　計	61,962	6,934

（注）信用リスク額は国際統一基準によって算定したものです。

２．取引の時価等に関する事項
（１）金利関連取引（平成16年3月31日現在）

（金額単位：百万円）

区　分	種　類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	－	－	－
店　頭	金利先渡契約	－	－	－
	金利スワップ	－	－	－
	その他	－	－	－
	合　計	－	－	－

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

（２）通貨関連取引（平成16年3月31日現在）

（金額単位：百万円）

区　分	種　類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	－	－	－
店　頭	通貨スワップ	－	－	－
	為替予約	－	－	－
	その他	－	－	－
	合　計	－	－	－

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

２．従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当事業年度からは上記に含めて記載しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

（３）株式関連取引
該当ありません。

（４）債券関連取引
該当ありません。

（５）商品関連取引
該当ありません。

（６）クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

Ⅱ.　当事業年度　（自平成16年4月1日　至平成17年3月31日）

１．取引の状況に関する事項

（１）金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針
当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

（２）取引内容
当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っています。

（３）金融派生商品取引等に関連するリスク
金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。
①信用リスク
　金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

②市場リスク
　金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクです。

（４）上記リスクに対する当行の対応について
①信用リスク
　取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しています。

②市場リスク
　当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと原則として相殺されています。

金融派生商品等信用リスク額（平成17年3月31日現在）

（金額単位：億円）

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	23,098	572
通貨スワップ	41,679	7,063
先物外国為替予約	13	0
その他金融派生商品取引	−	−
ネッティングによる信用リスク削減効果		△ 1,680
合　計	64,791	5,956

(注) 信用リスク額は国際統一基準によって算定したものです。

２．取引の時価等に関する事項
（１）金利関連取引（平成17年3月31日現在）

（金額単位：百万円）

区　分	種　類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	−	−	−
店　頭	金利先渡契約	−	−	−
	金利スワップ	−	−	−
	その他	−	−	−
	合　計	−	−	−

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

（２）通貨関連取引（平成17年3月31日現在）

（金額単位：百万円）

区　分	種　類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	－	－	－
店　頭	通貨スワップ	－	－	－
	為替予約	－	－	－
	その他	－	－	－
	合　計	－	－	－

(注)　上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

（３）株式関連取引
該当ありません。

（４）債券関連取引
該当ありません。

（５）商品関連取引
該当ありません。

（６）クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

２．退職給付債務に関する事項

（金額単位：百万円）

区分		第5期末 （平成16年3月31日）	第6期末 （平成17年3月31日）
退職給付債務	(A)	△ 22,690	△ 22,945
年金資産	(B)	5,261	5,668
未積立退職給付債務	(C)=(A)+(B)	△ 17,429	17,276
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	－	－
未認識数理計算上の差異	(E)	－	－
未認識過去勤務債務	(F)	－	－
貸借対照表計上額純額	(G)＝ (C)+(D)+(E)+(F)	△ 17,429	17,276
前払年金費用	(H)	－	－
退職給付引当金	(G) - (H)	△ 17,429	17,276

（注）厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

３．退職給付費用に関する事項

（金額単位：百万円）

区分	第5期末 （平成16年3月31日）	第6期末 （平成17年3月31日）
勤務費用	934	958
利息費用	443	451
期待運用収益	△ 63	△ 78
過去勤務債務の費用処理額	－	－
数理計算上の差異の費用処理額	△ 625	59
会計基準変更時差異の費用処理額	－	－
その他（臨時に支払った割増退職金等）	－	－
退職給付費用	688	1,390

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	第5期末 （平成16年3月31日）	第6期末 （平成17年3月31日）
（１）割引率	2.0%	2.0%
（２）期待運用収益率	1.5%	1.5%
（３）退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準	期間定額基準
（４）過去勤務債務の額の処理年数	－	－
（５）数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	発生年度に一括償却
（６）会計基準変更時差異の処理年数	－	－

（関連当事者との取引）

前事業年度　（自平成15年4月1日　至平成16年3月31日）

関連当事者との取引において記載すべき重要なものはありません。

当事業年度　（自平成16年4月1日　至平成17年3月31日）

関連当事者との取引において記載すべき重要なものはありません。

（重要な後発事象）

前事業年度　（自平成15年4月1日　至平成16年3月31日）

該当ありません。

当事業年度　（自平成16年4月1日　至平成17年3月31日）

該当ありません。

⑤ 附属明細表
第6期（自　平成16年4月1日　至　平成17年3月31日）

1. 有形固定資産等明細表

（金額単位：百万円）

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末残高	摘要
有形固定資産	土地	―	―	―	12,551	―	―	12,551	
	建物	―	―	―	26,702	15,059	803	11,643	
	動産	―	―	―	5,133	3,912	288	1,221	
	建設仮払金	―	―	―	286	―	―	286	
	計	―	―	―	44,673	18,972	1,092	25,701	
無形固定資産	権利金等	―	―	―	66	60	2	6	
	ソフトウエア	―	―	―	1,453	862	260	590	
	保証金	―	―	―	478	―	―	478	
	計	―	―	―	1,998	922	262	1,075	
繰延資産	債券発行差金	3,096	1,380	238	4,239	2,050	483	2,188	
	債券発行費	2,488	1,104	525	3,067	1,536	990	1,530	
	計	5,585	2,485	764	7,306	3,587	1,473	3,719	

（注）1．土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表の「土地建物動産」に計上しております。
2．有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1％以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2．債券明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率	担保	償還期限	摘要
政府保証付日本輸出入銀行第27、35～37、39、40、42次債券	平成5年5月～平成9年12月	百万円 490,423 (JPY 60,000百万) (USD 1,600,000千) (EUR 1,428,332千) (GBP 400,000千)	百万円 371,824 (JPY 60,000百万) (USD 800,000千) (EUR 1,044,863千) (GBP 400,000千) [145,912]	% 2.875～8.000	一般担保	平成17年5月～平成20年6月	
政府保証付国際協力銀行第1～9次債券	平成11年11月～平成17年3月	505,950 (JPY 60,000百万) (USD 3,000,000千) (EUR 1,000,000千)	759,430 (JPY 60,000百万) (USD 4,250,000千) (EUR 1,750,000千) [107,390]	0.350～7.125、LIBOR+0.0625	一般担保	平成17年6月～平成26年12月	
国際協力銀行債券第1～4、6、8、10～16回債券	平成13年10月～平成16年9月	540,000 (JPY540,000百万)	620,000 (JPY620,000百万)	0.510～2.070	一般担保	平成18年9月～平成31年12月	
政府保証第8、9回海外経済協力基金債券	平成7年12月～平成8年11月	25,000	25,000 [15,000]	2.9～3.0	一般担保	平成17年12月～平成18年11月	
合　計	－	1,561,373	1,776,254	－	－	－	

（注）　1．「前期末残高」および「当期末残高」欄の（ ）書きは外貨建債券の金額であります。

2．「当期末残高」の欄の[ ]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

3．決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

（金額単位：百万円）

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
268,302	298,202	162,758	161,776	157,390

4．債券の信託型デット・アサンプション（債務履行引受契約）に係る偶発債務

下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡しています。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去していますが、同債券の債権者に対する債券償還義務は債券償還時まで存続します。

銘柄	譲渡金額（百万円）
第 5 回国際協力銀行債券	50,000
第 7 回国際協力銀行債券	60,000
第 9 回国際協力銀行債券	50,000

３．借入金等明細表

（金額単位：百万円）

区 分		前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借用金		10,392,925	9,559,735	1.97	－	
	財政融資資金借入金	10,176,101	9,404,317	1.96	平成17年4月～	
	簡易生命保険資金借入金	216,824	155,418	2.17	平成31年12月	

（注）１．「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。

２．借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

（金額単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	1,264,845	1,294,297	1,552,377	1,615,677	1,026,513

４．資本金等明細表

（金額単位：百万円）

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	国際金融等勘定資本金	985,500	―	―	985,500	（注）１
	海外経済協力勘定資本金	6,704,644	186,600	―	6,891,244	
	計	7,690,144	186,600	―	7,876,744	
準備金及び積立金	国際金融等勘定準備金	638,582	37,675	―	676,258	（注）２
	海外経済協力勘定積立金	20,667	64,823	―	85,490	
	計	659,249	102,499	―	761,748	

（注）１．当期増加額は、政府一般会計からの出資によるものであります。

２．当期増加額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき積み立てたものであります。

５．引当金明細表

（金額単位：百万円）

区 分			前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
					目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金		124,683	134,550	-	124,683	134,550	
	個別貸倒引当金		128,208	83,489	753	7,162	203,781	
		うち非居住者向け債権	128,208	83,489	753	7,162	203,781	
	特定海外債権引当勘定		10,533	15,332	-	10,533	15,332	
賞 与 引 当 金			918	960	918	-	960	
計			264,343	234,333	1,671	142,379	354,625	

（注）当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・・・・・・・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・・・・・・・・・主として債務者の業況改善による取崩額

うち非居住者向け債権分・・主として債務者の業況改善による取崩額

特定海外債権引当勘定・・・洗替による取崩額

（２）主な資産及び負債の内容

第6期末（平成17年3月31日現在）の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

①資産の部

預　け　金	日本銀行への預け金70,779百万円及び他の銀行への預け金99,239百万円であります。
未収収益	未収貸付金利息168,219百万円その他であります。
その他の資産	仮払金3,165百万円その他であります。

②負債の部

未払費用	未払借入金利息37,737百万円、未払債券利息24,095百万円その他であります。
その他の負債	仮受金2,895百万円その他であります。

（３）その他

該当事項なし。